

学 校 法 人 堀 之 内 学 園 寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人堀之内学園と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都杉並区堀ノ内 2 丁目 4 1 番 1 5 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は日蓮の思想と行動の軌跡に準拠し、教育基本法及び学校教育法に従い学校を設置することを目的とする。

(設置する学校の名称)

第 4 条 この法人は次に掲げる学校を設置する。

- 一. 東京立正短期大学（現代コミュニケーション学科）
- 二. 東京立正高等学校（全日制課程・普通科）
- 三. 東京立正中学校

- 2 この法人は本法人及び短期大学の教育に資するため、並びに、地域貢献のため、東京立正保育園を設置する。

第 2 章 管 理

第 1 節 理事長

(理事長)

第 5 条 この法人に理事長 1 人をおく。

(理事長の地位、職務)

第 6 条 理事長は、この法人の一切の業務を統括し、この法人を代表する。

(理事長の選任)

第 7 条 理事長は、堀之内妙法寺住職をもってこれに充てる。

(理事長の職務の代理)

第 8 条 理事長に事故があり一時的にその職務が執行できない時、常務理事が職務を代行する。常務理事がその職務を代行できない場合は、理事の互選により理事長代行を定めその職務を行う。

第 2 節 常務理事

(常務理事)

第 9 条 この法人に 1 人以上 2 人以内の常務理事をおく。

(常務理事の職務)

第 10 条 常務理事は、理事長を補佐し業務を分掌する。

- 2 理事長・常務理事以外の理事はこの法人の業務について、この法人を代表しない。

(常務理事の選任)

第 11 条 常務理事は理事の内より、理事の互選により選任する。

(常務理事の任期)

第 12 条 常務理事の任期は理事の任期による。ただし、引き続き理事に就任した場合再任を妨げない。

- 2 常務理事の解任は、理事会の議決による。

第 3 節 理事および理事会

(理事会の構成)

第 13 条 この法人に理事会をおき、10 人以上 12 人以内の理事をもって構成する。

(理事会の職務権限)

第 14 条 理事会はこの寄附行為に基づき、最高議決機関として、この法人の業務の執行を決定し、その運営の責に任ずるものとする。

(理事会の招集)

第 15 条 理事長は年間 6 回の定例理事会を招集する。

- 2 理事長は前項にかかわらず、必要と認めた時、臨時理事会を招集することができる。
- 3 理事長は、理事の三分の二以上より理事会招集の請求があった時には 20 日以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事長は、理事会を招集する時、開催日より 3 日以前に議案およびその関連資料を示して通知しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。
- 5 理事会は、理事の三分の二以上の出席がなければこれを開くことができない。但し 16 条 3 項の除斥のため三分の二に達しないときは、この限りではない。

(理事会の議事)

第 16 条 理事長は理事会の議長となる。但し、本条 3 項・22 条 2 項の場合は、出席理事の互選で議長を定める。

- 2 理事会は、法令およびこの寄附行為に別段の定めのある場合を除き、理事の過半数をもって議決をする。可否同数の場合は、議長の決定による。
- 3 理事会の議事につき特別の利害関係を有する理事は、議決に参加できない。
- 4 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成し、議長より指名された理事 2 人がこれに署名・押印し、事務所に備えて置かなければならない。
- 5 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事記

載しなければならない。

(理事会の特別議決事項)

第 17 条 次に掲げる事項については、理事の三分の二以上の議決を要する。

一、 予算および決算

二、 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還するときの一時の借入金
および入学支度金等の制度借入金を除く）

三、 基本財産の処分および運用財産中の不動産および積立金の処分、なら
びに不動産の取得に関する事項

四、 予算外のあらたな義務の負担または権利の放棄に関する事項

五、 学校・学科・保育園および図書館研究所等の重要機関の設置・合併
および廃止に関する事項

六、 設置する学校・保育園の長、図書館・研究所の長の任免に関する事項

(理事の選任)

第 18 条 理事は次の各号に掲げる者より理事長が選任する。

一、 堀之内妙法寺住職 1 人

二、 東京立正短期大学長の職にあるもの 1 人

三、 東京立正中学・高等学校長の職にあるもの 1 人

四、 東京立正保育園長の職にあるもの 1 人

五、 評議員の任にあるもの 2 人以上 3 人以内

六、 学識経験者、法人に対する功労者 4 人以上 5 人以内

2 前項のうち、第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号の理事については、選
任の条件とされている地位を失った時には理事の職を退任するものとする。

(役員の任期)

第 19 条 理事・監事の任期は 3 年とする。但し再任を妨げない。

2 理事・監事に欠員が生じた場合 1 ヶ月以内に補欠を選任しなければならない。

3 任期の途中で退任した理事・監事は、後任の役員が選任されるまでは、その職
務（理事長及び常務理事にあつてはその職務を含む）を行うものとする。

4 補欠または増員によって選任された理事・監事の任期は、前任または他の在任
理事・監事の任期満了までとする。

5 前条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号の理事は、その職を退任した時
をもって任期満了とする。

(役員の解任および退任)

第 20 条 役員が次の各号に該当する場合には、理事会において 3 分の 2 以上の議決に
より解任することができる。

一 法令およびこの寄附行為に著しく違反した時

二 心身の故障のため職務の執行に堪えない時

- 三 職務上の義務に著しく違反した時
- 四 この法人の役員にふさわしくない重大な非行があった時
- 2 役員は次の事由により退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡
 - 四 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に該当するに至ったとき

第 4 節 監事

(監事の定数)

第 21 条 この法人に監事 2 人をおく。

(監事の職務・権限)

第 22 条 監事の職務は次の通りとする。

- 一 この法人の業務を監査すること。
 - 二 法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 理事の業務執行状況を監査すること。
 - 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(監事の選任)

第23条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。

以下同じ）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事の任期は3年とする。但し再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合1ヶ月以内に補欠を選任しなければならない。
- 5 任期の途中で退任した監事は、後任が決まるまでその職務を行うものとする。
- 6 補欠によって選任された監事の任期は、前任監事の任期満了までとする。

第5節 評議員会

(評議員会の構成)

第24条 この法人に評議員会をおき、理事人数の倍数を超える21人以上25人以内の評議員をもって構成する。

(評議員の職務)

第25条 評議員会は次に掲げる事項について議決する。

- 一. この寄附行為の施行規則に関する事項
- 二. 予算および決算
- 三. 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還するときの一時の借入金および入学支度金等の制度借入金を除く）
- 四 基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、ならびに不動産の取得に関する事項
- 五. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六. 寄附金の募集に関する事項
- 七 学校・保育園の設置・合併および廃止に関する事項
- 八 その他、この法人の業務・運営に関して理事会が認めた重要事項

(評議員会の意見聴取)

25条の2 次の各号に掲げる事項についてはあらかじめ評議員会の意見を聴かねばならない。

- 1、事業に関する中期的な計画
- 2、役員等に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ）の支給の基準
- 3、収益事業に関する重要事項

(評議員会の権限)

第 26 条 評議員会はこの法人の業務、財産状況又は役員の業務執行の状況について理事・監事に意見を述べ、また理事・監事に報告を求めることができる。

(評議員会の招集)

第 27 条 定例の評議員会は、主に予算を付議するものと、主に決算を付議するものにつき、年 2 回理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、前項にかかわらず必要と認めたとき、臨時に評議員会を招集することができる。
- 3 理事長は、評議員の三分の一以上から評議員会の招集を請求された場合、及び、第 22 条 1 項 6 号の定めにより監事から招集を請求された時は、20 日以内に評議員会を開催しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会を招集する時、開催日より 3 日以前に議案およびその関連資料を示して通知しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。
- 5 評議員会は、評議員の三分の二以上の出席がなければこれを開くことができない。但し、第 28 条 4 項の規定による除斥のため、三分の二に達しないときには、この限りではない。

(評議員会の議決)

第 28 条 評議員会は、理事長よりあらかじめ通知された事項について議決するものとする。

- 2 評議員会の議決は、法令及びこの寄附行為の規定に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決する。
- 3 評議員会は、評議員の互選により議長 1 人を選出する。議長はその評議員会の議事運営にあたる。また議長は評議員として議決に加わることができない。但し可否同数の場合は、議長の決するものとする。
- 4 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。
- 5 理事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 6 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成し、議長より指名された評議員 2 人がこれに署名・押印し、事務所に備えて置かなければならない。

(評議員の選任)

第 29 条 評議員は次の各号に掲げる者より理事会が選任する。

- 一. この法人の教員・職員の内より選任されたもの 7 人以上 8 人以内
- 二. この法人の設置する学校を卒業した満 25 歳以上の者の内より
選任されたもの 3 人以上 4 人以内

三. この法人に関係ある功労者ならびに学識経験者より選任されたもの

11人以上13人以内

(評議員の任期)

第30条 評議員の任期は3年とする。但し再任を妨げない。

- 2 評議員は、その選任の条件とされている地位を失った時は退任するものとする。
- 3 欠員が生じた場合、1ヶ月以内に補欠を選任しなければならない。
- 4 任期の途中で退任した評議員は、後任が決まるまでその職務を行うものとする。
- 5 補欠または増員によって選任された評議員の任期は、前任または他の在任評議員の任期満了までとする。

(評議員の解任および退任)

第31条 評議員は次の各号に該当する場合には、評議員の三分の二以上の議決により解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えない時
 - 二 この法人の評議員にふさわしくない重大な非行があった時
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡

第6節 顧問

(顧問)

第32条 この法人に顧問若干名をおく。

- 2 顧問はこの法人に特別の功労があった者の内より、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は理事長および理事会が必要と認めた時には理事会に出席し意見を述べることができる。但し、議決に加わることはできない。
- 4 顧問の任期は他の役員と同じとする。

第3章 資産および会計

(資産)

第33条 この法人の資産は別紙財産目録記載の通りとする。

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、基本財産および運用財産とする。

- 2 基本財産および運用財産の区分は、別紙財産目録の区分に従うものとする。
- 3 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本

財産または運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 35 条 基本財産は、消費および処分し、または担保に供してはならない。但しこの法人事業の遂行上やむをえない理由がある時は、その一部を処分し、または担保に供することができる。

2 前項の場合は理事会において全員による議決、評議員会において出席評議員の三分の二以上の議決を要する。

(積立金の運用)

第 36 条 基本財産および運用財産の内、積立金は、確実な銀行若しくは郵便局の預貯金とするか、または国債その他確実な有価証券を購入し、理事長がこれを保管する。

(経費の支弁)

第 37 条 この法人ならびに設置する学校、その他の教育施設及び保育施設の経営に要する費は、基本財産から生じる果実ならびに学生生徒等納付金、手数料、寄附金、補助金その他の運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第 38 条 この法人の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わる。

(予算及び中期的な事業計画)

第 39 条 この法人の予算及び事業計画は当該年度開始前までに編成し、理事会・評議員会の議決を得なければならない。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年ごとに理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに変更を加えるときも、同様とする。

(決算)

第 40 条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後 2 ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 決算において剰余金がある時は、その一部または全部を運用財産の積立金に編入し、または次会計年度に繰り越すものとする。

3 決算は、監事の意見を添え理事会・評議員会に諮り、議決を得なければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 41 条 この法人は毎年会計年度終了後 2 カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう）を作成しなければならない。

2 この法人は前項の書類および監査報告書、役員等に対する報酬等支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があつた場合には正当な理由がある場合を除いてこれを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿については、個人の住所に

かかわる記載の部分を除くとして、閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 41 条の 2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なくインターネットの利用により当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届け出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所を除く）を作成したとき これらの書類の内容
- 四 役員等に対する報酬等などの基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第 41 条の 3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産の総額の変更)

第 41 条の 4 この法人の資産の総額の変更は、毎会計年度の末の現在により、会計年度終了後 3 か月以内に登記しなければならない。

(役員の責任の免除)

第 41 条の 5 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

第 41 条の 6 理事（理事長、常務理事、業務を執行した理事又はこの法人の職員でないものに限る）又は監事（以下この状において「非業務執行理事等」という）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 20 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い金額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第 4 章 寄附行為およびその変更

(寄附行為の施行規則)

第 42 条 この寄附行為の施行規則は評議員会の議決を経て理事会がこれを定める。

(寄附行為の変更)

第 43 条 この寄附行為を変更しようとする時（届出事項を除く）は、理事会・評議員会において出席した理事・評議員のそれぞれ三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める寄附行為変更の届出事項については、理事会・評議員会において出席した理事・評議員のそれぞれ三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 3 第 1 条、第 3 条および本条につき変更しようとする時は、理事会全員の議決および評議員会の四分の三以上の議決を要する。

第 5 章 解散および合併

（解散）

第 44 条 この法人は法定の解散事由によるほか理事会の解散議決および評議員会の解散議決によって解散する。

- 2 理事会の解散議決は理事全員の議決を要する。
- 3 評議員会の解散議決は、評議員会において出席評議員の四分の三以上の議決を要する。
- 4 この法人の解散については、文部科学大臣の認可または認定を受けなければ効力を生じない。

（剰余財産の帰属者）

第 45 条 解散（合併・破産の場合を除く）した場合の剰余財産は、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した、日蓮宗関係の学校法人又は教育事業を行う日蓮宗関係の公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第 46 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決、評議員会においては出席評議員の三分の二以上の議決を要する。

- 2 前項による合併は文部科学大臣の認可を受けなければ効力を生じない。

第 6 章 補 則

（書類及び帳簿の備え付け）

第 47 条 この法人は、第 4 1 条 2 項の書類の他、次の各号の種類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証票書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

（公示の方法）

第 48 条 この法人の公告は、東京立正短期大学、東京立正高等学校、東京立正中学校、

東京立正保育園の掲示板に掲示して行う。

附則

1. この法人設立当初の役員は次の通りとする。

東京都杉並区堀ノ内一丁目 妙法寺住職

理事長 堀 日 正

理 事 藤 井 教 詮

理 事 相 沢 喜兵衛

理 事 馬 田 即 貞

理 事 太 田 彦 一

理 事 中 島 語 一

理 事 米 沢 本 是

理 事 大 塚 教 偉

附則

1. この寄附行為は昭和 41 年 1 月 25 日から施行する。

附則

1. この寄附行為は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この寄附行為は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この寄附行為は平成 15 年 5 月 9 日から施行する。

附則

1. この寄附行為は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この寄附行為は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（令和 2 年 5 月 1 4 日）から施行する